



マレーシア2026年度国家予算案スナップショット The Fourth MADANI Budget: The People's Budget

2025年10月



はじめに	04
2026年度国家予算案・主要財務指標一覧	05
2026年度国家予算案 歳入及び歳出	06
法人税	08
優遇税制	10
間接税	12
個人所得税	13
印紙税	15
その他	16
略称	17
お問い合わせ	18

International Tax Review — Asia-Pacific Tax Awards 2025

マレーシア・タックス・アドバイザー・ファーム・オブ・ザ・イヤー(7年連続)およびマレーシア移転価格アドバイザー・ファーム・オブ・ザ・イヤー(3年連続)に選ばれました。

2025年11月13日(木)に開催される第51回デロイト・タックスマックス(英語セミナー)で、2026年の国家予算の詳細を解説します。スキャンして詳細を確認してください。



2026年度国家予算案は、持続可能で包摂的な成長を促進しながらマレーシアの経済基盤を強化するという政府の確固たる取り組みを再確認するものです。

この予算は、経常支出として **RM 3,382億**、開発支出として**RM810億**、合計**RM4,192億**の割り当てで、生産性の向上と国家競争力の強化に焦点を当てています。財政再建と歳出最適化における政府の継続的な取り組み、連邦政府歳入の**RM3,431億**への増加により、財政赤字の対**GDP**比率は**3.5%**に縮小すると予測されています。改革、革新、繁栄の共有の原則に導かれた**2026年度国家予算案**は、デジタル化、グリーン移行、よりのを絞った支援を通じて国民の福祉に重点を置いています。これらの取り組みは、「上限を引き上げ、下限を上げ、グッドガバナンスの強化」という政府の改革アジェンダに沿ったもので、すべてのマレーシア人の持続可能な繁栄、公平な開発、回復力のある未来の達成に向けた前向きなアプローチを示しています。



Yee Wing Ping

Country Managing Partner
Deloitte Malaysia



はじめに



Sim Kwang Gek

Malaysia Tax & Legal Leader

2026年度国家予算案は、マダニ経済の枠組みの下で定められた経済改革の勢いを引き継ぎ、第13次マレーシア計画(2026-2030年)に基づく最初の予算です。政府は2026年にRM 4,192億を割り当てており、2025年のRM 4,210億からわずかに削減されています。配分の減少にもかかわらず、連邦政府歳入は2.7%増のRM 3,431億になると予測されており、税収は依然として主要な貢献者であり、総歳入の78.8%を占め、財政赤字の対GDP比率は3.5%に改善すると予想されています。開発支出と経常支出はどちらも2%未満の緩やかな成長が見込まれています。

近年実施された一連の税制改革を考えると、たばこアルコールに対する物品税を除いて、新しい税金が導入されなかったことは驚くべきことではありません。政府は、2026年に徴税額をRM 2,700億に増やすことを目標としており、これは2025年より6.7%増、つまりRM 170億増加します。この成長は、売上税及びサービス税(SST)の範囲の拡大、印紙税の自己申告システムの導入、電子インボイスの展開など、過去数年間に発表された取り組みによって推進されます。これらの措置を支援するために、コンプライアンスを強化し、脱税と闘うための継続的な取り組みの一環として、2026年には税務調査が強化されるとが予想されます。

心強いことに、政府は過払いに対する税金の還付を迅速化することを約束しました。ただし、透明性を確保し、納税者の期待を管理し、企業が健全なキャッシュフローを維持できるよう支援するには、明確なタイムラインを確立する必要があります。

個人納税者に対しては、いくつかの減税の範囲が拡大されました。RM3,000の生命保険料の軽減には子供への支払いが含まれるようになり、RM3,000の育児救済は12歳までの子供を対象とするように拡大されました。これらの調整はある程度の緩和をもたらしますが、生活費の持続的な上昇を考慮すると、より高い救済が今後期待されます。

経済の観点から見ると、2026年度国家予算案は、新産業マスタープラン(NIMP)2030および国家エネルギー移行ロードマップ(NETR)に沿った、イノベーション主導の高価値経済へのマレーシアの動きを強化するものです。主な対策には、エクイティクラウドファンディング(ECF)およびピアツーピア(P2P)プラットフォームを通じて中小企業および中堅サプライチェーンを強化するための戦略的共同投資基金へのRM 2億、および医薬品、半導体、AI、デジタル技術、持続可能性などの影響の大きいセクターのためのNIMP産業開発基金に基づくRM 1億8,000万が含まれます。

これらの取り組みは、産業能力を高め、イノベーションを推進し、グローバルバリューチェーンにおけるマレーシアの競争力を強化することを目的としています。

注目すべき新しい取り組みは、アセアン市場での存在感や海外進出の可能性を秘めた上場企業に対するアセアン事業体(ABE)の地位の導入です。詳細は近日中に発表されますが、この動きはアセアン域内投資と地域経済統合を刺激するはずです。

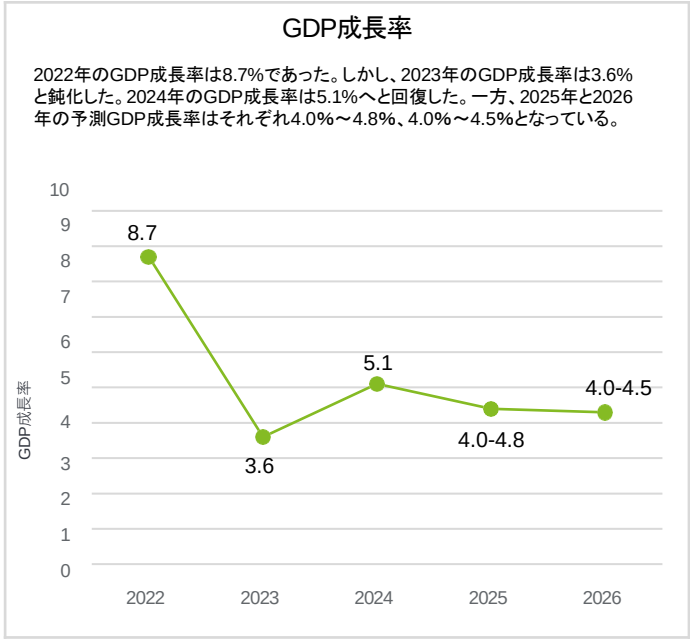
2026年のビジット マレーシア イヤーを見越して、政府は観光関連の税制上の優遇措置をいくつか提案しました。これらには、対象となる改修および改修費用に対する最大RM500,000の税額控除、観光パッケージによる増分収入に対する所得税の免除、地元の観光センターへの入場料に対するRM1,000の個人所得税控除が含まれます。これらの措置は、観光部門を活性化し、より多くの観光客を誘致することを目的としています。

炭素税は来年、鉄鋼、エネルギー部門から導入される予定ですが、2026年度国家予算案ではその実施メカニズムの詳細は限られています。政府は企業に過度の負担をかけないように、政策の改良にさらに時間を費やしているようです。輸出業者がEUと英国の炭素国境措置を遵守できるように支援することを目的としたRM 5,000万の炭素国境調整準備基金は、特にこれらの新しい要件を満たす上で財政的課題に直面している中小企業にとって歓迎すべき一歩です。

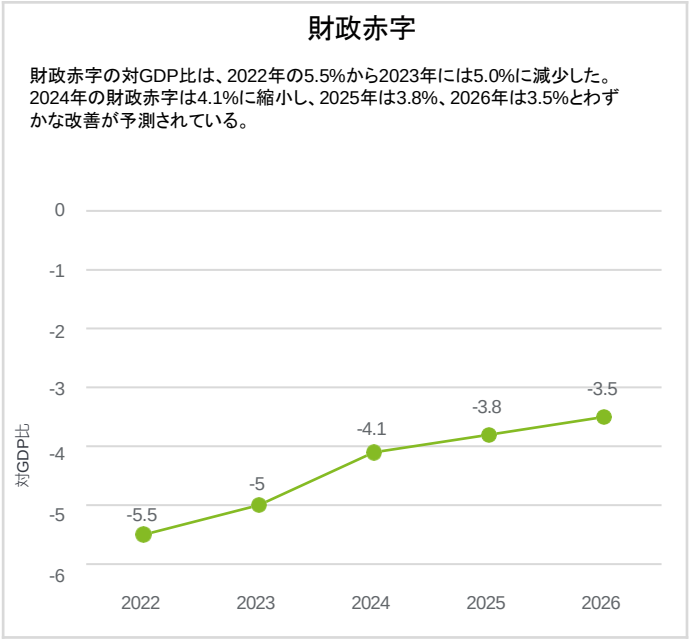
全体として、2026年度国家予算案は、世界的な不確実性の中で経済の強靱性を強化しながら、財政再建と国民中心の優先事項のバランスをとるという政府の継続的な取り組みを強調しています。「論より証拠」ということわざにあるように、近年導入された税制改革措置の有効性は、実施とコンプライアンスの取り組みが進むにつれて、2026年にさらに明らかになるでしょう。この期間は、政策をさらに洗練し、持続可能で包摂的な成長に向けたマレーシアの道を確保する機会にもなります。

2026年度国家予算案

主要財務指標一覧



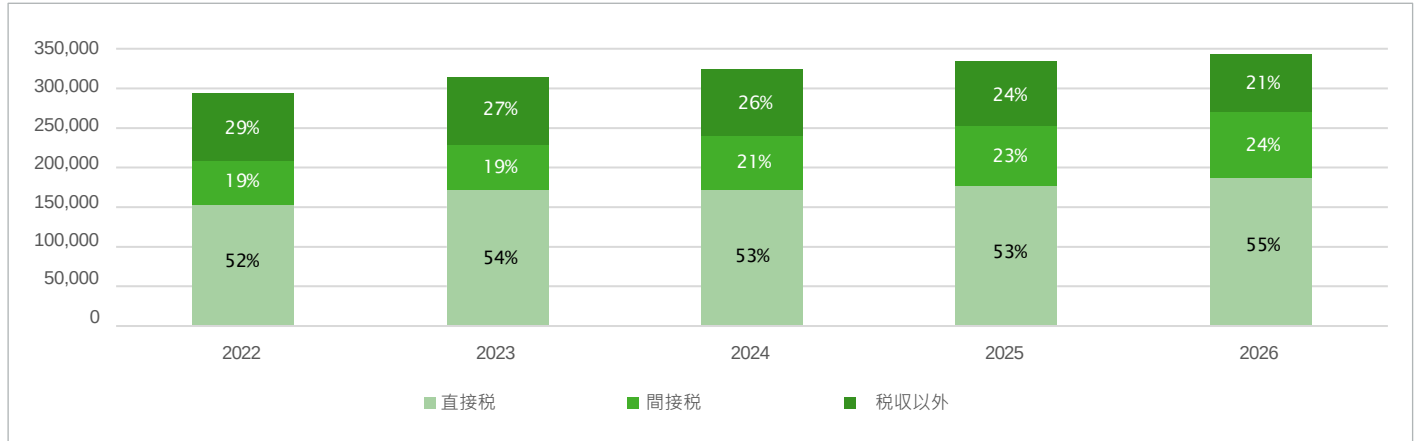
Year	GDP (constant 2015 prices) RM (million)	% Change
2022	1,510,939	8.7
2023	1,567,974	3.6
2024	1,650,305	5.1
2025	1,724,712	4.0 – 4.8
2026	1,795,752	4.0 – 4.5



Year	Fiscal deficit RM (million)	% of GDP
2022	-99,482	-5.5
2023	-91,392	-5.0
2024	-79,166	-4.1
2025	-76,714	-3.8
2026	-74,578	-3.5

歳入全体に対する税収の割合 - 直接税・間接税別の内訳

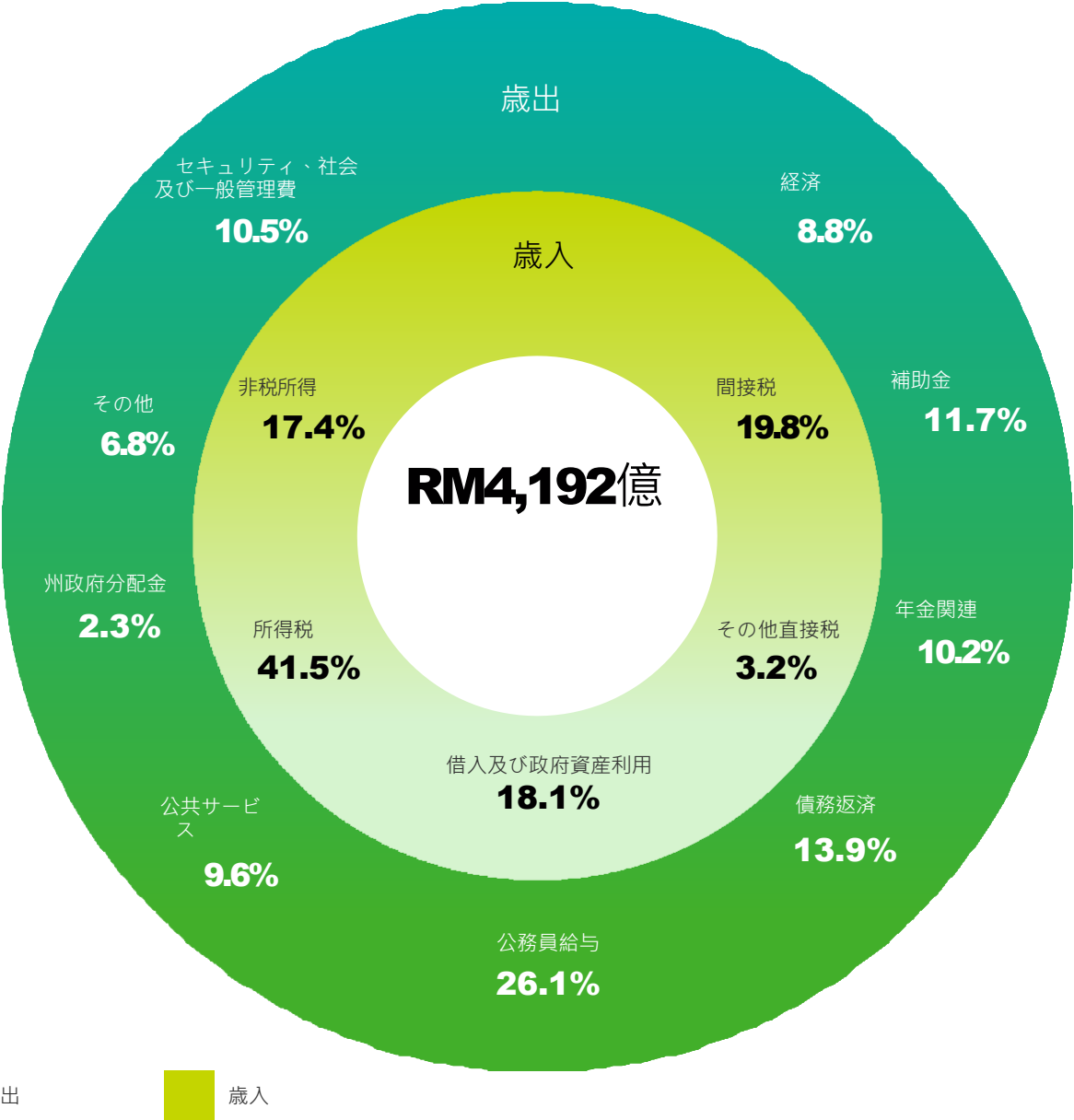
税収は連邦政府全体の歳入に大きく貢献している。2022年から2026年にかけて、直接税が総収入の50%以上を占め、間接税と比較して総収入に占める割合が大きくなっている。



Year	Direct Tax Revenue		Indirect Tax Revenue		Other Revenue		Total Revenue	
	RM (百万元)	% Change	RM (百万元)	% Change	RM (百万元)	% Change	RM (百万元)	% Change
2022	153,476	18.0	55,289	26.8	85,592	42.5	294,357	25.9
2023	171,336	11.6	57,849	4.6	85,774	0.2	314,959	7.0
2024	171,693	0.2	68,499	18.4	84,426	-1.6	324,618	3.1
2025	177,145	3.2	76,255	11.3	80,715	-4.4	334,115	2.9
2026	187,357	5.8	83,026	8.9	72,741	-9.9	343,124	2.7

Sources: Ministry of Finance -Economic Reports

2026年度国家予算案 歳入及び歳出



	2025	2026
財政赤字(対GDP比)	-3.8%	-3.5%
連邦政府歳入	RM 3,341億	RM 3,431億
経常支出	RM 3,322億	RM 3,382億
開発支出	RM 787億	RM 795億

**Tan Hooi Beng**

Southeast Asia International Tax Leader

マレーシア居住企業の外国源泉のキャピタルゲイン及び配当に対する課税免除を2030年12月31日まで延長することは歓迎すべきことです。納税者はしばらくの間、この良いニュースを待っていたため、これは重要です。これにより、海外への投資や我が国への資金の送金が促進されます。マレーシアは、少なくとも今のところ、香港やシンガポールなどの国では外国源泉所得の免除が恒久的な特徴であることを念頭に置いて、アウトバウンド持株会社管轄区域としての競争力を維持できる可能性があります。





法人税

マレーシア国外から得た所得に対する非課税の見直し

以下が提案された。

- 外国源泉の配当所得およびキャピタルゲインに対する非課税の対象を、マレーシア居住者である協同組合および信託団体にも拡大し、2027年1月1日から2030年12月31日までの4年間適用する。
- マレーシア居住者である企業および有限責任パートナーシップがマレーシアで受け取る外国源泉の配当所得およびキャピタルゲイン、ならびにユニット・トラストに対する外国源泉所得についての非課税期間をさらに4年間延長し、2027年1月1日から2030年12月31日までとする。

設備、機械およびICT機器の資本的支出に関する加速度償却 (ACA)

以下の適格資本支出について、初年度償却20%、年次償却40%の償却率によるACAを、2025年10月11日から2026年12月31日までの期間に発生した支出に適用することが提案されている。

- 国内メーカーからの重機の調達
- 国内メーカーからのプラントおよび一般機械の調達
- ICT機器およびコンピュータソフトウェアの購入
- カスタマイズされたコンピュータソフトウェア開発に関連するコンサルティング、ライセンス、および付随費用

解説：

今回の提案により、(iii) および (iv) についてのACAは、従来の3年間で2年間で全額償却できるようになる。

一方で、「国内メーカー」という用語の範囲についてはさらなる明確化が必要であり、例えば外国企業が所有する国内メーカーが対象に含まれるかどうかなどの点が検討されるべきである。

重量車両向け速度制限装置 (SLD) 購入費用に対するACA

交通事故の削減を目的とした重量車両へのSLD設置を支援するため、SLDの購入費用に対して1台あたり最大RM4,000のACAが認められる。ただし、以下の条件を満たす必要がある。

- SLDの後付け設置は、道路交通局が認定する検証機関によって認証されていない
- SLDの設置対象は、2015年1月1日以前に製造され、SLDが装備されていない重量車両に限られ、以下の車両カテゴリに限定される：
 - 総車両重量 (GVW) が3,500kgを超える貨物車両
 - GVWが5,000kgを超え、かつ8人以上の乗客を運ぶよう設計された乗用車両
- SLDの交換に対してはACAの適用は認められない

このACAは、初年度償却20%、年次償却80%で、2026年1月1日から2026年12月31日までに実施されたSLD設置に適用される。

商業用建物を住宅用施設へ転換・改装するための特別控除

商業用建物を住宅用施設へ転換・改装するために要した費用に対し、適格支出額の10%に相当する特別控除を認めることを提案している。ただし、控除額の上限はRM1,000万とする。

人工知能 (AI) およびサイバーセキュリティ研修に要した費用に対する追加控除

AIの導入促進を目的として、中小零細企業 (MSME) が人工知能およびサイバーセキュリティに関連する研修に要した費用のうち、MyMahir国家産業AI協議会 (NAICI) により認定された研修については、2年に1回、50%の追加控除が認められる。

この控除は、2026年1月1日から2027年12月31日までにTalentCorpに申請された案件に適用される。





法人税(続き)

ブルサマレーシアへの上場費用に対する所得税控除の見直し

技術系企業およびMSMEによる、ブルサ・マレーシアのメイン市場、ACE市場、LEAP市場への上場にかかる費用に対する最大RM150万の既存の所得控除について、賦課年度2026年(YA 2026)から2030年(YA 2030)まで5年間の延長が提案されている。また、当該控除の対象となるMSMEの範囲を、エネルギーおよび公益事業分野のMSMEにも拡大する。

国立大学附属教育病院のための基金(エンダウメント・ファンド)に対する税務上の取扱い

賦課年度2026年(YA 2026)より、国立大学附属教育病院がエンダウメント・ファンドを設立することが認められ、当該基金への現金寄付については、マレーシア法人税法第44条(11D)に基づく控除の対象となることが提案されている。

この控除は、定められたガイドラインに従い、国立大学附属教育病院によって単独で管理・運営されることを条件とする。基金が受け取った寄付金およびその基金から生じた収益は免税となる。また、寄付者は寄付額に相当する控除を受けることができるが、控除額は合算所得の最大10%までとされ、これは第44条(6)、(11B)、(11C)に基づき認可された寄付と合算して適用される。

保証有限責任会社によって管理される病院福祉基金

保証有限責任会社が管理する非課税の病院福祉基金を、私立病院が設立することを認める提案がされている。加えて、当該基金への寄付は、寄付者の控除の対象となる。

持続可能かつ責任ある投資(SRI)スークおよび債券助成制度に対する免税の見直し

マレーシアにおけるグリーン、社会的、持続可能性基準に準拠したSRIスークおよび債券の発行をさらに促進するため、以下が提案されている：

- i. 外部レビュー費用に対する助成率を現行の90%から100%に引き上げ、助成金の上限額は30万リンギットとする。
- ii. SRIスークおよび債券助成制度の対象となる金融商品を、ASEAN持続可能金融タクソノミーに準拠するスークおよび債券にまで拡大する。
- iii. 免税を3年間延長する。

これらの措置は、2026年1月1日から2028年12月31日までにマレーシア証券委員会(SC)に提出されたSRIスークおよび債券助成制度の申請に適用される。

介護職員向け研修に対する二重控除の拡大

企業が非従業員の障がい者に対して研修を支援する場合に認められている二重控除の対象が拡大され、女性・家庭・地域社会開発省(the Ministry of Women, Family and Community Development)に認定された機関で研修を受ける非従業員の介護職員への支援も対象となる。この拡大措置は、賦課年度2026年(YA 2026)および2027年(YA 2027)に適用される。

社会的弱者の雇用にかかる費用に対する追加控除の延長

社会的弱者の雇用に要した費用に対する追加控除について、賦課年度2026年(YA 2026)から2030年(YA 2030)まで5年間延長することが提案されている。また、控除対象となる雇用者の範囲を以下の者にも拡大する：

- 1995年刑務所法に基づき仮釈放された受刑者
- 1983年薬物・物質依存者および乱用者(治療およびリハビリテーション)法に基づき治療およびリハビリテーションを受けている薬物・物質依存者および乱用者

60歳以上の高齢者を雇用する企業に対する追加控除の延長

60歳以上の高齢者を雇用する雇用者に対する追加控除は、所定の適格要件を満たすことを前提に、賦課年度2026年(YA2026)から賦課年度2030年(YA2030)までの5年間延長される。

奨学金に対する控除の見直しについて

企業が提供する奨学金に対する二重控除は、賦課年度2026年(YA2026)から2030年(YA2030)までの5年間延長される。

また、控除対象の範囲は以下を含むように拡大される：

- 技術・職業系の資格、ディプロマ、学士号を取得する学生
- 認定された専門資格取得コースの受講者

さらに、世帯所得要件の上限は月額RM15,000まで引き上げられる。

適格学生に対する奨学金費用の二重控除の拡大

民間企業が適格学生に対して提供する奨学金の二重控除は、情報通信技術(ICT)、工学、会計、金融などの分野における専門資格取得のための奨学金にも対象を拡大する。



優遇税制

食料安全保障プロジェクトに対する優遇税制

対象企業	税制上の優遇措置
新規プロジェクトを実施する企業	- 法定所得に対する10年間の法人税免除 - 国内販売によって得られた所得が対象
既存企業による拡張プロジェクト	- 法定所得に対する5年間の法人税免除 - 国内販売によって得られた所得が対象

当該優遇措置は、2026年1月1日から2030年12月31日までの期間にマレーシア農業・食料安全保障省 (Ministry of Agriculture and Food Security) が「受理した申請に適用される。

観光プロジェクトに対する優遇税制

2026年の「Visit Malaysia Year」を支援するため、政府は観光および文化分野の活性化を目的として、以下の優遇税制を導入する予定である。

ツアーオペレーター

賦課年度2026年(YA2026)から2027年(YA2027)までの間、ツアーオペレーターはインバウンド観光パッケージによる増加所得に対して100%の法人税免除を受けることができる。

ただし、以下の条件を満たす必要がある:

- ツアーオペレーターは年間1,000人以上の外国人観光客をマレーシアに誘致すること
- 増加所得とは、当該基準期間におけるインバウンド観光パッケージの運営によって得られた適格所得が、直前の基準期間の所得と比較して増加した分を指す

観光施設の改修・リノベーション

登録された観光プロジェクト事業者が、国内観光の魅力向上を目的として事業用施設の改修・リノベーションを行った場合、2025年10月11日から2027年12月31日までに要した適格支出について、最大RM50万までの控除が認められる。

国際的なインセンティブ旅行・会議・見本市

観光・芸術・文化省 (MOTAC) により認定された企業、団体、または組織が国際レベルのインセンティブ旅行、会議、または見本市を開催する場合、賦課年度2026年(YA2026)から2027年(YA2027)までの間、法定所得に対する100%の免税が適用される。

ただし、以下のいずれかの条件を満たす必要がある:

- インセンティブ旅行において年間1,500人以上の外国人参加者を招致すること
- 会議において年間2,000人以上の外国人参加者を招致すること
- 見本市において年間3,000人以上の外国人参加者を招致すること

芸術・文化・観光・国際スポーツ・レクリエーション活動

既存の優遇税制は強化され、賦課年度2026年(YA2026)および賦課年度2027年(YA2027)の2年間延長される予定である。

改正内容には以下が含まれる:

適格活動	既存の優遇税制	提案
観光芸術文化省 (MOTAC) により承認された芸術・文化活動で、Istana Budaya、国立美術館、またはデワン・フィルハーモニック・ペトロナスで開催されるもの	- 適格活動の主催者は法定所得に対して50%の免税を享受できる - 賦課年度2020年(YA2020)から賦課年度2025年(YA2025)まで適用される	- MOTACが承認した観光活動を含むように範囲を拡大 (コンサートを除く) - 会場は、MOTACに認可されたマレーシアのあらゆる場所を含むよう拡大 - 優遇税制は賦課年度2026年から2026年まで延長
青少年スポーツ省が承認した国際スポーツおよびレクリエーション大会	上述の通り	優遇税制は、賦課年度2026年から2027年まで延長



優遇税制 (続き)

ベンチャーキャピタルに対する優遇税制

ベンチャーキャピタルに対する優遇税制は、賦課年2025年(YA2025)から次のように見直される。

ベンチャーキャピタル会社(VCC)

- 貯蓄、定期預金、または預金から得られる利息/利益収入を除き、VCCのすべての所得に対して5%の特別税率
- VCCは、資金の最低20%を国内ベンチャー企業に投資することが義務付けられる
- 優遇税制はVCCがSCから最初の認証を取得した年から始まる10年間、またはファンドの残りの存続期間にわたって付与される
- SCによる最初の認証は、遅くとも2035年12月31日までに取得する必要がある
- VCCIには、2012年有限責任パートナーシップ法に基づいて設立された会社・事業体、および2010年ラブアン有限責任パートナーシップ法に基づいて設立された会社・事業体のうち所得税法により課税されるものが含まれる。

ベンチャーキャピタルマネジメント会社(VCMC)

- 賦課年度(YA2025)から2035年(YA2035)までの利益、管理費、成果報酬の分配から得られる所得に対して10%の特別税率を提案。

閉鎖型養鶏に対する優遇税制

閉鎖型養鶏に対する優遇税制の申請は、2025年12月31日に終了する。閉鎖型養鶏に対する優遇税制の継続を目的とし、2026年1月1日から2027年12月31日までに農業食料安全保障省(KPKM)が受理した申請について与えられる農業部門の自動化に対する優遇税制に、閉鎖型養鶏を含むように拡大を提案する。

研究開発成果の事業化に対する優遇税制の延長

公的研究機関、公立高等教育機関、私立高等教育機関による非資源ベースの研究開発成果を事業化する子会社に投資する企業に対する控除は、5年間延長される。

2026年1月1日から2030年12月31日までにMIDAが受理した申請に適用される。

グリーン投資控除(GITA)(自社使用)

は、地元で製造されたMyHIAUマーク認定のグリーンテクノロジー製品を自社で使用している企業に対し、100%GITAを付与することを提案する。



Ng Lan Kheng

Global Investment
and Innovation Incentives
(Gi3) Leader

2026年国家予算案は、マレーシアが高付加価値かつ技術主導型産業の発展に強く取り組んでいることの力強い証と受け止めております。2026年に成果重視型インセンティブ制度 (Outcome-Based Incentive Framework) が全面的に導入されることに加え、RM2億の戦略的共同投資基金、RM1億8千万の新産業基本計画 (NIMP) 産業開発基金、カザナおよび退職基金 (KWAP) によるRM5億5千万の投資、さらに国家半導体戦略 (NSS) に基づくマレーシア開発銀行 (BPMB) によるRM5億の融資などの主要な配分が予定されております。

これらの施策により、特に半導体、AI、デジタル化、製薬、持続可能性に焦点を当てた分野において、マレーシアの高付加価値経済エコシステムをさらに強化することが期待されます。

今後を見据え、これらの取り組みにより、マレーシアの国際競争力が大きく向上し、高付加価値経済の分野における世界的なリーダーとしての地位を確立するものと確信しております。





間接税

炭素税の導入

炭素税は当初、2025年度国家予算案で提案されていたが、2026年に導入されることが改めて表明されており、まずはマレーシアの鉄鋼部門とエネルギー部門に焦点を当てている。炭素税の効果的な導入を確保するため、その制度設計は、国家炭素市場政策および国家気候変動法案に基づく政策と整合させて進められる。

ランカウイとラブアンにおける自動車税免除の制限

2026年1月1日より、ランカウイとラブアンの自動車税の免除は、RM300,000以下の車両に限定される。

タクシーおよび個人ハイヤー所有者による国産車購入に対する100%の物品税および売上税免除

100%の物品税と売上税の免除は、タクシー所有者と個人ハイヤー所有者による新しい国産車、すなわち「プロトン」と「ペロドゥア」の購入において継続することを提案する。免除の終了日については未発表。

たばこやその他のたばこ製品に対する物品税の引き上げ

2025年11月1日より、たばこに対する物品税率が段階的に引き上げられ、まず一本あたり2sen、または1箱あたり40senの引き上げを提案する。葉巻、チェルット、シガリロの物品税率は、キログラムあたりRM40の引き上げから始め、段階的な引き上げを提案する。加熱式たばこ製品の場合、物品税率は段階的に引き上げられ、たばこ含有量1キログラムあたりRM20の引き上げから始める。

以下は、影響を受ける製品と引き上げ後の物品税率の概要である。

物品	関税コード	税額
煙草	2402.20.2000	一本当たり 42 sen
	2402.20.9000	一箱当たり RM8.40
	2402.90.2000	
葉巻、チェルット、シガリロ	2402.10.0000	1キログラム
	2402.90.1000	当たり RM440
加熱式たばこ製品	2404.11.0000	タバコ含有量1キログラム当たりRM798

ニコチン代替療法(NRT)製品に対する輸入関税および売上税免除の延長と拡大

- ニコチンガムとニコチンパッチの輸入関税と売上税の免除が2027年12月31日まで延長される。
- NRT製品の免除範囲は、2025年10月11日から2027年12月31日まで、ニコチンミストとニコチントローチを含むように拡大される。

上述の変更は、2025 年 10 月 11 日から 2027 年 12 月 31 日までに MOF が受理した申請に対して有効。

アルコール飲料に対する物品税の引き上げ

2025年11月1日より、アルコール飲料の物品税の10%引き上げが提案されている。

デジタル関税スタンプ

セキュリティ機能を強化したデジタル関税スタンプの導入が提案されている。

この取り組みは、マレーシア王立関税局 (RMCD) が主導し、通関ポイントでの中央スクリーニング施設におけるCCTVの導入を通じて、偽造品の撲滅および税収漏洩の抑制を目的としている。政府は「Ekonomi MADANI」枠組みのもと、税務行政の近代化と透明性の向上に取り組んでおり、本施策はその方針に沿ったものである。



Tan Eng Yew
Indirect Tax Leader

2025年7月より売上税およびサービス税の課税対象を大幅に拡大したことを受けて、政府は本予算案において、第13次マレーシア計画の提案に沿って、健全化志向の課税方針に重点を移しました。また、2026年に導入予定の炭素税に向けた取り組み計画についても、改めて強調されました。



個人所得税

生命保険/タカフルの控除拡大

RM3,000の所得控除は、子供の生命保険契約の生命保険料/タカフル拠出金の支払いにも拡大されました。

発効: 賦課年度2026年

被保険者である子供の定義明確化 - 生命保険料・タカフル拠出金、教育保険料、医療保険料の所得控除

所得控除の対象となる子供の被保険者の定義は次のとおりとします。

1. 18歳未満の子供 - 未婚
2. 18歳以上の子供 - 未婚で高等教育を受けている
3. 未婚の障害児には年齢制限なし

発効: 賦課年度2026年

環境持続可能性と住宅安全関連支出にかかる所得控除の拡大

EV充電設備と家庭用食品堆肥化機の費用に対する現在の所得控除RM2,500は、以下を含むように拡大されました。

1. 家庭用食品廃棄物グラインダー
2. 家庭用のCCTV

発効: 賦課年度2026年および2027年のみ、上記のいずれかについて2賦課年度内に1回

学習障害児の早期介入プログラムやリハビリテーション治療にかかる費用に対する所得控除の引上げ

これらの費用に対する所得控除はRM10,000に上げられます。医療費に対する所得控除は引き続きRM10,000で継続されます。

発効: 賦課年度2026年

予防接種費用に対する所得控除の拡大

RM1,000の所得控除は、マレーシア保健省の国家医薬品規制庁によって登録および使用が承認されたすべてのワクチンを対象とするように拡大されました。

発効: 賦課年度2026年

観光名所や文化プログラムへの入場料に対する所得控除

美術館、テーマパーク、国立公園、海洋公園、動物園、ジオパーク、文化芸術プログラムなど国内の観光名所への入場料には、最大RM1,000の所得控除が認められます。

発効: 2026年のみ

保育所・幼稚園の保育料に対する所得控除の拡大

以下が提案されています。

- 現在の上限RM3,000を期限なしとする
- マレーシア社会福祉局に登録された通常保育または放課後学童保育センターを含む適切な保育施設
- 12歳までの子供を含むよう対象拡大

発効: 賦課年度2026年

レジデントパス・タレント(RP-T)ファストトラック

政府はRP-Tファストトラックを導入し、3年間の雇用パス保有要件を免除することにより、高度なスキルを持つ外国人材の入国を促進するための一連の新しい基準を設けることが提案されています。

RP-T (TalentCorp が担当) の現在の基準は、追って発表があるまで変更されません。

発効: 未定

ベンチャーキャピタル(VCC)による個人株主への配当金の免税

VCCから個人株主に支払われる配当金は、一次配当段階で所得税免税とすることが提案されています。

発効: 賦課年度2025年から2035年まで

有限責任パートナーシップのパートナーが受け取る利益分配に対する所得税

居住者および非居住者の個人で構成される有限責任パートナーシップから、個々のパートナーが受け取る利益分配のうちRM100,000を超える部分は、各種控除後の所得に対し2%の税率で課税することが提案されています。

発効: 賦課年度2026年



個人所得税(続き)



これはまさに国民のための予算であり、改革の成果を国民の利益として還元していることが見て取れます。

この変革は、重要な公共施設を提供するために国の財政を強化することを根源としています。政府は財政基盤を細心の注意を払って強化することで、補助金の的を絞る等、国民に負担をかけることなくガバナンスを強化することを選択しました。この規律あるアプローチにより、雇用を創出し、収入を生み出すための戦略的投資が可能になると同時に、家計が直面する生活費圧迫を軽減するための具体的な対策を講じることができます。

慎重な財政運営と国民中心の政策の組み合わせが、包括的な国家再生を推進します。この第4次マダニ予算は、当面の救済だけでなく、将来の世界的なショックに対する経済の回復力を構築する長期的な持続可能性のために設計されています。この取り組みの真の評価は、国民の生活水準の向上に成功し、社会の深い活性化を遂げた場合にのみ明らかになります。最終的には、この国民予算を通じて、強い国というのは改革の恩恵が公平に共有され、すべての国民が繁栄できる力を与える国であることを再確認しています。

Ang Weina

Global Employer Services Leader



印紙税

雇用契約における印紙税免除の資金基準の見直し

雇用契約における印紙税免除の資金基準額は、RM300からRM3,000に引き上げられます。2026年1月1日以降に締結された雇用契約に適用されます。

年間保険料/拠出金が低額な保険証券またはタカフル証書の印紙税免除の延長

個人および中小零細企業向けの年間保険料または拠出金が低額な保険証券およびタカフル証書に対する印紙税の100%免除は、3年間延長されるものとします。これは、2026年1月1日から2028年12月31日までに発行された保険証券またはタカフル証書に適用されます。

Perlindungan Tenang商品の印紙税免除の延長

すべてのPerlindungan Tenang商品の保険証券およびタカフル証書に対する印紙税100%免除は、3年間延長されます。2026年1月1日から2028年12月31日までに発行されたPerlindungan Tenangの保険契約およびタカフル証書に適用されます。

最初の住宅購入に対する印紙税免除の延長

RM500,000までの価格の最初の住宅購入にかかる譲渡書類およびローン契約に対する100%の印紙税免除は、2年間延長されます。2026年1月1日から2027年12月31日までに締結された売買契約に適用されます。

外国人の不動産所有に対する印紙税の見直し

外国人の個人(マレーシア永住者を除く)および外国企業が締結する住宅譲渡証書の固定印紙税率は、4%から8%に引き上げられます。2026年1月1日以降に締結された住宅譲渡文書に適用されます。

ストラクチャードワラントの買い取引の売買報告書に対する印紙税免除

2026年1月1日から2028年12月31日までに執行されるストラクチャードワラントの買い取引の売買報告書は、印紙税が免除されます。

ブルサマレーシア上場の上場投資信託 (ETF) の売買報告書に対する印紙税免除の延長

上場投資信託取引の売買報告書に対する印紙税免除は、3年間延長されるものとします。2026年1月1日から2028年12月31日までの上場投資信託取引に適用されます。





その他

市民社会組織(CSO)が主催する適格汚職防止教育プログラムへの寄付に対する控除

所得税法第44条(11C)の国益プロジェクトを拡大し、CSOが主催する適格汚職防止教育プログラムを含めることが提案されています。

プログラムは次の条件を満たす必要があります。

- (1) マレーシア汚職防止委員会が承認したもの
- (2) 国民に利益をもたらし、政治、人種、宗教などのデリケートな問題には関与しないもの
- (3) 利益目的ではなく、参加費を徴収しないもの
- (4) 2026年1月1日から2028年12月31日までに実施されるもの

所得税法第44条(11C)に基づき、国益プロジェクトに対する適格寄付は所得控除の対象となりますが、その金額は、第44条(6)、第44条(11B)、および第44条(11D)に基づいて行われた適格寄付とともに、合算所得の10%を上限とします。

2026年1月1日から2028年12月31日までに財務省が受理した申請が対象です。

ラブアン国際ビジネス金融センター(IBFC)傘下のグローバルスークトークン化と気候スーク

ラブアンIBFCは、デジタル取引所を通じたスークのデジタル化と小売取引の導入により、デジタルイスラム金融ハブとしての地位を強化することを目指しています。さらに、グリーンプロジェクトに資金を提供し、炭素クレジットの形で配当を提供するために、気候スークが導入されます。

個人および企業によるマレーシア博物館局信託口座への現金寄付に対する控除

個人および企業がマレーシア博物館局信託口座に現金を寄付した場合、所得控除の対象となります。

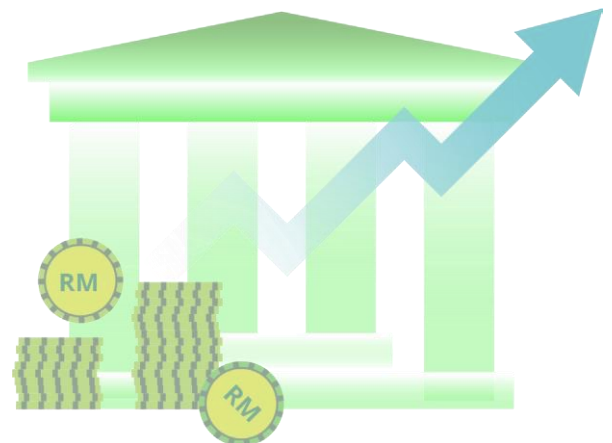
MADANI Adopt Village、MADANI Adoption School、Sejahtera MADANIプログラムへの寄付に対する控除

企業および事業所得がある個人による、MADANI Adoption Village、MADANI Adoption School、Sejahtera MADANIプログラムへの寄付は、所得控除の対象となります。

社会的企業の免税延長

起業家開発協同組合省の認定を受けた社会的企業に対する免税が延長されます。

この延長は、2026年1月1日から2028年12月31日までに財務省が受理した申請に適用されます。



略称

Accelerated Capital Allowance	ACA
Electric Vehicle	EV
Gross Domestic Product	GDP
Income Tax Act 1967	the Act
Information and Communication Technology	ICT
Malaysian Investment Development Authority	MIDA
Micro, Small and Medium Enterprise	MSME
Ministry of Finance	MOF
Royal Malaysian Customs Department	RMCD
Ringgit Malaysia	RM
Year of Assessment	YA



お問い合わせ

日系企業サービスグループ デロイトマレーシア

統括	渡 喬 (Takashi Watari)		Director	twatari@deloitte.com
Tax	秋元 啓孝 (Hiroyuki Akimoto)		Senior Manager	akimoto@deloitte.com
Tax: 移転価格	中津 利道 (Toshimichi Nakatsu)		Senior Manager	tonakatsu@deloitte.com





Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the "Deloitte organization"). DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Malaysia

In Malaysia, services are provided by Deloitte Malaysia Tax Services Sdn Bhd (formerly known as Deloitte Tax Services Sdn Bhd) and its affiliates.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.